

文化・生活・教育常任委員会 議事次第

（令和6年6月6日（木）
午後1時30分～
於：第4委員会室）

1 開 会

2 出席要求理事者

3 確認事項

4 所管部局の事務事業概要等

(1) 教育委員会

(2) 文化・生活部、文化施設政策監

5 今後の委員会運営

6 そ の 他

7 閉 会

文化生活・教育常任委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	備 考
委員長	山 口 勝	公 明	
副委員長	兎 本 和 久	自 民	
〃	荒 卷 隆 三	〃	
委 員	中 島 武 文	〃	
〃	瀧 脇 正 明	〃	
〃	武 田 光 樹	〃	
〃	上 倉 淑 敬	維 国	
〃	田 中 志 歩	〃	
〃	島 田 敬 子	共 産	
〃	田 中 富士子	〃	
〃	岡 本 和 徳	府 民	

文化生活・教育常任委員会 出席要求理事者名簿

【文化生活部】	
文化生活部長	益 田 結 花
人権啓発推進室長	浅 野 浩 司
文化生活部企画調整理事兼副部長(文化振興担当)	田 中 圭 一
文化生活部副部長(スポーツ・文教担当)	川 崎 浩 孝
文化生活部副部長(府民生活・男女共同参画担当)	西 村 美 紀
人権啓発推進室参事	安 原 正 康
文化政策室長	梅 原 和 久
文化政策室企画参事	須 田 建 太 朗
文化生活総務課長	裕 伸 二
文化生活総務課参事	萬 谷 治 子
文化芸術課長	駒 寄 忠 大
スポーツ振興課長	曾 我 学
文教課長	井 関 好 之
安心・安全まちづくり推進課長	米 山 記 央
男女共同参画課長	里 友 宏
府民総合案内・相談センター長	大 石 正 子
消費生活安全センター長	桑 谷 正 之
生活衛生課長	小 林 哲

【教育委員会】	
教育長	前 川 明 範
教育次長	大 路 達 夫
教育監兼学校危機管理監	村 山 和 久
管理部長	仲 井 宣 夫
管理部署理事(総務企画課長事務取扱)	高 橋 和 男
管理課長	石 田 英 樹
教職員企画課長	浅 野 徹
教職員人事課長	吉 岡 伴 幸
福利課長	原 田 龍 司
指導部長	相 馬 直 子
高校改革推進室長	橋 長 正 樹
学校教育課長	中 村 義 勝
特別支援教育課長	廣 田 一 幸
高校教育課長	水 口 博 史
高校教育課参事	中 松 幸 博
ICT教育推進課長(デジタル学習支援センター長)	小 西 良 尚
保健体育課長	井 上 哲
社会教育課長	杉 本 学
文化財保護課長	石 崎 善 久

(計 44 名)

【文化施設政策監】	
文化施設政策監	角 田 幸 総
文化施設政策監付理事	砂 子 坂 孝 之
文化施設政策監付理事	池 邊 俊 之
文化施設政策監付企画参事	笹 井 剛 満
文化施設政策監付企画参事	川 勝 陽 二
文化施設政策監付企画参事	新 井 弘 徳
文化施設政策監付参事	細 木 憲

【 閉会中の継続審査及び調査事項 】

- 1 文化芸術、スポーツ及び生涯学習の振興について
- 2 私立学校の振興及び京都府立の大学の整備について
- 3 府民の安心・安全の確保に関する対策について
- 4 府民生活の向上に関する対策について
- 5 教育の振興について
- 6 文化財保護について

令和6年度 委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（〇〇〇〇部） 6 閉会
3 日目	1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 * 報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	--	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

(3) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

(4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総合的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(7) 委員会の年間運営 別紙1-1

※特別委員会の年間運営 別紙1-2

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 別紙2

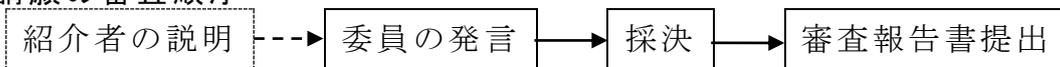
(2) 議案審査の流れ 別紙3

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。**別紙6**

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**
ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会の年間運営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 前期委員会活動報告書の配付
- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会**■ 常任委員会の毎月開催**

- ・報告事項の聴取
- ・所管事項の調査
- ・参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報**■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS**

- ・定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5月	5月臨時会 (5/24)	特別委員会設置、正副委員長互選
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同委員長会議 (6/3) ・ 初回特別委員会 (6/7) 	<p>委員会運営の申合せの協議、確認</p> <p>出席要求理事者決定、確認事項、 今期の委員会運営方針の協議</p>
	6月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
7月	(毎月常任) (※2)	
8月	(毎月常任) (※2)	
	・ <u>管内外調査</u> (1泊2日又は2泊3日)	
9、10月	9月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
11月	(毎月常任) (※2)	
12月	12月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
1月	(毎月常任) (※2)	
2、3月	(毎月常任) (※2)	
	2月定例会	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
4月	(毎月常任) (※2)	
5月	5月臨時会	<p>【政策提案・提言としてまとめる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案・提言（報告書）の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 <p>【政策提案・提言としてまとめない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

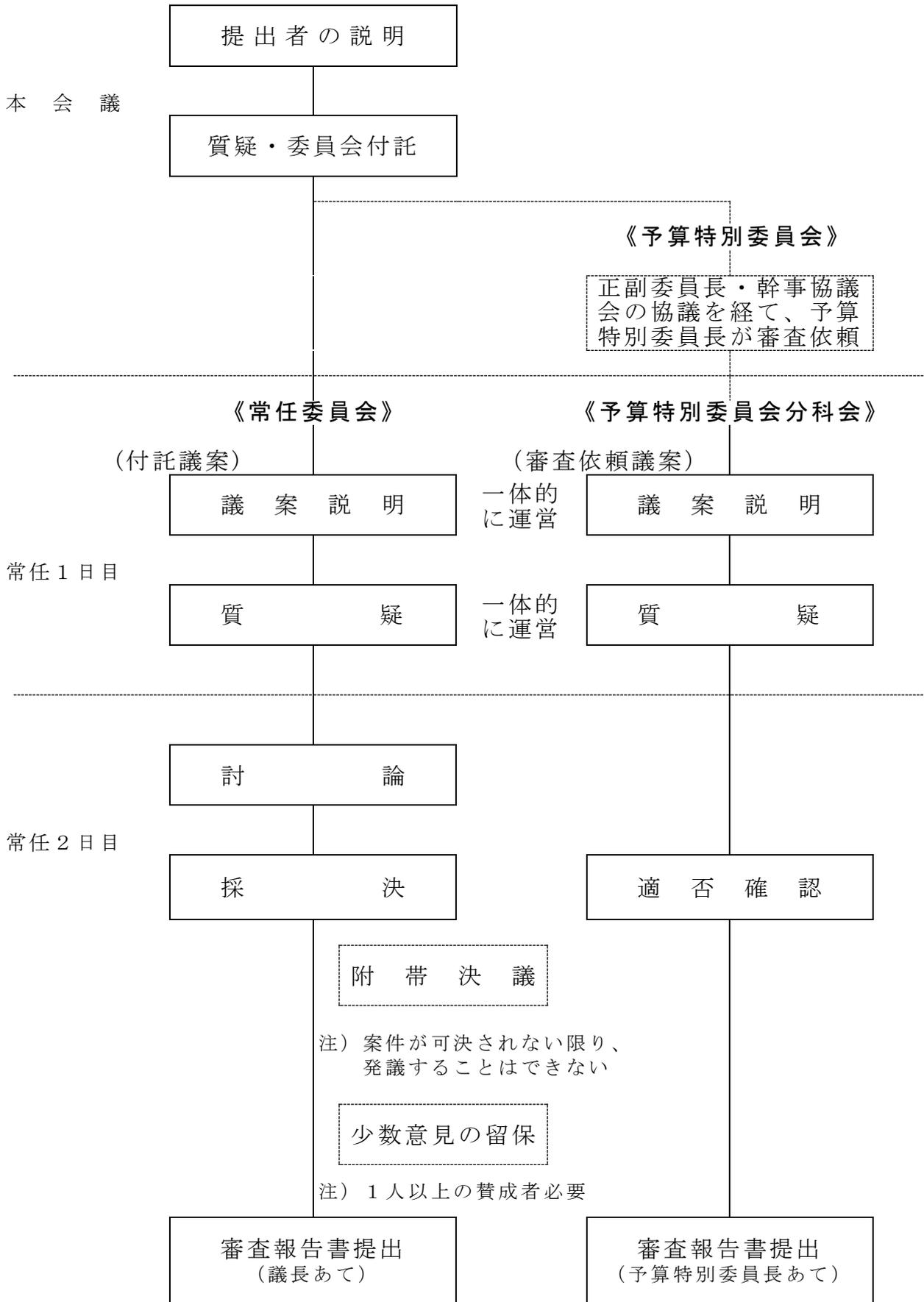
(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議案の付託区分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

議決権の内容	予算議案に密接に関連する議案			
	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 （※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る） ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 （※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く）	その他	
予算	○			
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議案審査の流れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

- (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

- (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

- (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

- (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

- (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

イ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境を整えること。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 _____

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ^{*}の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

別添

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

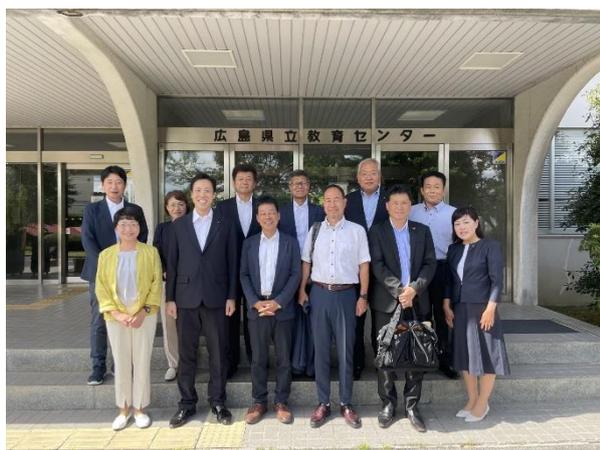
京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

京都府議会

文化・生活・教育常任委員会

活動報告書（案）



令和6年5月 日

委員長	田中健志
副委員長	古林良崇
副委員長	能勢昌博
委員	四方源太郎
委員	青木義照
委員	小巻久美
委員	大澤彰久
委員	北川剛司
委員	西山龍夫
委員	島田敬子
委員	田中富士子
委員	林正樹

目次 京都府議会 文化生活・教育常任委員会 活動報告書

- 1 委員会の審議等の状況（概要）
- 2 委員会活動状況
- 3 重要課題調査のための委員会
- 4 出前議会
- 5 付託議案及び審査依頼議案審査結果
- 6 付託請願審査結果
- 7 管内外調査
- 8 委員会活動のまとめ

1 委員会の審議等の状況（概要）

本委員会は、文化生活部及び教育委員会の所管並びにそれに関連する事項を所管している。

各部局の主な所管事項は、下表のとおりである。

部局名	主な所管事項
文化生活部	文化、芸術、生涯学習、スポーツ、私学、府民の安心・安全、人権、男女共同参画、消費生活
教育委員会	学校教育、特別支援教育、保健体育、社会教育、文化財保護

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において、条例案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を開催して、府政の重要課題について、テーマを設けて集中的に審議するとともに、京都府内や他府県に赴いて調査を実施している。

今期の文化生活・教育常任委員会の閉会中の常任委員会においては、所管事項に関するテーマについての議論を深めるため、参考人制度を活用して、専門的知見を有する方の意見を聴取し、テーマに関する議論を掘り下げた。

また、府民の様々な意見や要望を府政の推進に活かすため、出前議会を開催し、最先端技術を活用した文化芸術の振興に取り組まれている方々から、取組状況や課題等を聴取し、意見交換を行った。

管内調査では、京都府の施策が実施されている現場等に赴き、府の事業担当者の説明を聴取するとともに、現地視察を行った。

管外調査では、先進事例や京都府と共通する課題に対して、他の自治体や関係事業者がどのような取組を実施しているのか、もしくはどのように対応しようとしているのかを調査した。

2 委員会活動状況

時期	活動	議題・テーマ
5 月		
R5. 5.26	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■委員長の選任 ■副委員長の選任 ■副委員長の順位
6 月		
R5. 6.14	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■本日の委員会運営
R5. 6.14	委員会 (初回)	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■所管部局の事務事業概要等 ■今後の委員会運営
R5. 6.26	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R5. 6.28	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (教育委員会) ・令和4年度魅力ある府立高校づくり懇話会の主な意見まとめについて ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
R5. 6.29	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認) ■所管事項の質問(教育委員会)
R5. 6.30	委員会 (6定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問(文化生活部、文化施設政策監) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
7 月		
R5. 7.20 ～ R5. 7.21	管外調査	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ○広島県教育支援センター「SCHOOL'S」 ・広島県教育支援センター「SCHOOL'S」における不登校支援の取組について ・施設視察 ○山口情報芸術センターYCAM ・「やまぐち子ども未来型学習プロジェクト」について ・施設視察 ○岡山芸術創造劇場ハレノワ ・岡山芸術創造劇場「ハレノワ」の整備・活用について ・施設視察

8 月		
R5. 8.18	正副委員長会	■本日の委員会運営
R5. 8.18	委員会 (閉会中)	■所管事項の調査 ・『教育環境日本一』に向けた教員確保のための環境整備に関する総合的な方策について 参考人：佛教大学 副学長 原 清治 氏
9 月		
R5. 9. 3	管内調査	○第3回「古典の日文化基金賞」授賞式 (行催事等委員会調査)
R5. 9. 8	管内調査	○文化庁京都移転記念事業「きょう ハレの日、」記念式典 (行催事等委員会調査)
R5. 9. 9	管内調査	○2023体育館フェスタ (行催事等委員会調査)
R5. 9.13	正副委員長会	■分科会運営
R5. 9.13	予算特別委員会 分科会 (9定先行審議)	■審査依頼議案 (説明聴取・質疑・適否確認)
R5. 9.22	正副委員長会	■委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R5. 9.26	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定1日目)	■報告事項の聴取 (文化生活部) ・京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画の改定について ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画の改定について ・困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画 (仮称) の策定について (教育委員会) ・魅力ある府立高校づくりに関する基本計画 (仮称) の策定について ・「第2期京都府スポーツ推進計画 (仮称)」の策定について ■付託議案及び審査依頼議案 (質疑終結まで)
R5. 9.27	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定2日目)	■付託議案 (討論・採決) ■審査依頼議案 (適否確認) ■所管事項の質問 (教育委員会)

R5. 9. 28	委員会 (9定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問（文化生活部、文化施設政策監） ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
R5. 9. 30	管内調査	○京のスポーツ・スタジアム夢づくり事業2023 「京都キッズスポーツフェスタ」 (行催事等委員会調査)
10 月		
R5. 10. 21	管内調査	○第35回KYOのあけぼのフェスティバル2023 (行催事等委員会調査)
R5. 10. 29	管内調査	○第46回京都府民総合体育大会オープニングフェスティバル（総合開会式）（行催事等委員会調査）
11 月		
R5. 11. 1	管内調査	○古典の日宣言十五周年記念「古典の日フォーラム2023」（行催事等委員会調査）
R5. 11. 11	管内調査	○京都伝統文化の夢舞台（行催事等委員会調査）
R5. 11. 15 ～ R5. 11. 17	管外調査	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ○ウポポイ（民族共生象徴空間） <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ民族文化の復興・発展について ・施設視察 ○安平町立早来学園 <ul style="list-style-type: none"> ・安平町立早来学園の開校へのプロセスと教育・施設について ・施設視察 ○市立札幌開成中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・市立札幌開成中等教育学校におけるIB教育の推進について ・施設視察 ○札幌市議会 <ul style="list-style-type: none"> ・「課題解決型図書館」をコンセプトとした『札幌市図書・情報館』について ・現地視察（札幌市図書・情報館） ○北海道高等学校遠隔授業配信センター（T-b a s e） <ul style="list-style-type: none"> ・北海道高等学校遠隔授業配信センターを活用した学習環境の充実を通じた小規模校の魅力化について ・施設視察
R5. 11. 19	管内調査	○第65回近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 (行催事等委員会調査)
R5. 11. 27	正副委員長会	■本日の委員会運営

R5.11.27	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ・「性的マイノリティと人権について」 参考人：NPO法人QWRC 理事 桂木 祥子 氏
R5.11.30	管内調査	○令和5年年末の交通事故防止府民運動スタート式 (行催事等委員会調査)
12 月		
R5.12.9	管内調査	○世界人権宣言 75 周年記念京都ヒューマンフェスタ 2023 (行催事等委員会調査)
R5.12.13	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
R5.12.14	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12 定 1 日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (文化生活部) ・京都府文化力による未来づくり条例の見直しについて ・京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づき「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」の中間案について ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)(中間案)について ・困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画(仮称)の策定(中間案)について ・京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部改正について (教育委員会) ・魅力ある府立高校づくり推進基本計画(仮称)の策定について ・「第2期京都府スポーツ推進計画(仮称)」の策定について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
R5.12.15	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12 定 2 日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認) ■付託請願の審査 ■所管事項の質問(教育委員会)
R5.12.17	管内調査	○令和5年度全国高校生伝統文化フェスティバル (行催事等委員会調査)
R5.12.18	委員会 (12 定 3 日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の質問(文化生活部、文化施設政策監) ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営

1 月		
R6. 1.17	管内調査	<p>■所管事項の調査</p> <p>○京都府立清明高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学びアンダンテ」をコンセプトとした京都府立清明高等学校の取組について ・施設視察 <p>○京都府立植物園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100周年を迎える京都府立植物園の取組について ・施設視察
2 月		
R6. 2. 6	管内調査	○第42回京都府文化賞交流会（行催事等委員会調査）
R6. 2. 9	出前議会	○大本山建仁寺
R6. 2.25	管内調査	○京都・和食の祭典 2024～京の食文化発信～シンポジウム（行催事等委員会調査）
3 月		
R6. 3. 4	正副委員長会	<p>■定例会中の委員会及び分科会運営</p> <p>■今後の委員会運営</p>
R6. 3. 5	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定1日目)	<p>■付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）</p> <p>■審査依頼議案（適否確認）</p>
R6. 3.15	委員会 (2定2日目)	<p>■報告事項の聴取 (文化生活部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化が活きる京都の推進に関する条例（仮称）の骨子案について ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）の最終案について ・困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画の最終案について <p>(教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度「公立学校教員勤務実態調査」等の結果について ・「第2期京都府スポーツ推進計画（仮称）」の策定について <p>■付託議案（討論・採決）</p> <p>■所管事項の質問（教育委員会）</p>
R6. 3.18	委員会 (2定3日目)	<p>■所管事項の質問（文化生活部、文化施設政策監）</p> <p>■閉会中の継続審査及び調査</p> <p>■今後の委員会運営</p>

4 月		
R6. 4. 5	管内調査	○令和6年春の全国交通安全運動スタート式 (行催事等委員会調査)
R6. 4. 19	正副委員長会	■本日の委員会運営
R6. 4. 19	委員会 (閉会中)	■所管事項の調査 ・「児童生徒の読解力の向上に向けて」 参考人：京都教育大学 教授 植山 俊宏 氏
R6. 4. 26	管内調査	○松尾大社展 みやこの西の守護神 (行催事等委員会調査)
5 月		
R6. 5. 20	管内調査	○ツアー・オブ・ジャパン 2024 J P F 京都ステージ オープニング行事・開会セレモニー (行催事等委員会調査)
R6. 5. 21	正副委員長会	■臨時会中の委員会運営
R6. 5. 22	委員会 (5 臨)	■委員会活動のまとめ

3 重要課題調査のための委員会

(1)「教育環境日本一」に向けた教員確保のための環境整備に関する総合的な方策について

(令和5年8月18日(金)開催)

■開催概要

先行き不透明で予測困難な時代が到来すると指摘されている中、不登校児童生徒の増加、児童虐待、ヤングケアラーなど子どもの抱える困難が多様化・複雑化し、全国的に教員不足も深刻な課題となっている。その中で、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められ、その成否を左右する教員に質の高い人材を確保することが必須であり、抜本的に教職の魅力向上させることが喫緊の課題である。

今回の常任委員会では、理事者から教員確保のための環境整備に関する現状と課題について聴取した後、参考人から、教員養成現場における現状、課題や今後の展望等について説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

佛教大学 副学長 原 清治 氏

■出席理事者

【文化生活部】

文教課長

【教育委員会】

管理部長、教職員企画課長、教職員人事課長、学校教育課長、高校教育課長

■主な質問事項

- ・教員における心理学的観点の必要性について
 - ・教員のキャリア教育について
 - ・潜在教員の掘り起こしについて
 - ・教員の定年について
 - ・管理職のなり手不足について
- など

(2) 性的マイノリティと人権について

(令和5年11月27日(月)開催)

■開催概要

令和5年6月23日に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)が公布・施行され、地方公共団体においては、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとされた。

京都府においては、LGBT等性的少数者の人々がSOGI(性的指向とジェンダーアイデンティティ)を理由に生活の中で抱える困難や生きづらさへの理解と認識を広げるための教育・啓発等の推進及び児童生徒に対するきめ細かな対応の実施並びに相談体制の充実を進めているところである。

今回の常任委員会では、理事者から性的少数者に対する理解促進に向けた京都府の取組状況について聴取した後、参考人から、相談からみえる性的マイノリティの困難などについて説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

NPO法人QWRC 理事 桂木 祥子 氏

■出席理事者

【文化生活部】

人権啓発推進室長、人権啓発推進室参事

【教育委員会】

指導部長、人権教育室長

■主な質問事項

- ・思春期を迎えた若い層に対する助言について
- ・プライドセンター大阪における相談者の構成について
- ・自治体に求められる今後の取組について
- ・LGBTセンターの設置状況について など

(3) 児童生徒の読解力の向上に向けて

(令和6年4月19日(金)開催)

■開催概要

I C T教育や探究的な学び、プログラミング教育などが進む一方で、児童生徒の学習の基盤となる言語能力の確実な育成に向けて、文章を正確に理解するために必要な語彙、情報の扱い方の確実な定着や各教科等の特質に応じた言語活動の充実が引き続き求められている。

今回の常任委員会では、理事者から京都府における児童生徒の読解力の向上に向けた取組について聴取した後、参考人から学校指導や提案授業、理論研究から見た児童生徒を取り巻く環境と今後の見通しや対応策などについて説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

■参考人

京都教育大学 教授 植山 俊宏 氏

■出席理事者

【教育委員会】

指導部長、学校教育課長

■主な質問事項

- ・学校における小論文グランプリに向けた取組について
- ・京都府の児童生徒の読解力の順位が高い要因について
- ・国語力・読解力の向上と読書感想文について
- ・国語力・読解力を伸ばす上での課題について
- ・外国にルーツのある児童生徒の読解力の向上及び共に学ぶことで得られる刺激について
- ・紙媒体とデジタルのメリット・デメリットについて など

4 出前議会

◇テーマ

最先端技術を活用した「文化の都・京都」の実現に向けた取組について

◇日時

令和6年2月9日（金） 14時～15時32分

◇場所

大本山建仁寺 本坊大書院

◇参加者

○京都府議会 文化生活・教育常任委員会

委員長 田中 健志

副委員長 古林 良崇、能勢 昌博

委員 四方源太郎、青木 義照、小巻 久美、大澤 彰久、北川 剛司、
西山 龍夫、島田 敬子、田中富士子、林 正樹

○地元議員

荒巻 隆三

○意見交換の相手方

大本山 建仁寺 内務部長 浅野 俊道 氏

大日本印刷株式会社 マーケティング本部文化事業ユニット

アーカイブ事業開発部 リーダー 脇屋 智子 氏

京都文化博物館 学芸員 村野 正景 氏

xorium エンジニア 中矢 知宏 氏

エンジニア 中村 慎吾 氏

○京都府

〔文化生活部〕

文化政策室長 勝山 享

文化芸術課長 大石 正子

〔教育委員会〕

文化財保護課長 石崎 善久

◇傍聴者

2名

◇概要

近年のデジタル技術の進展は目覚ましく、ARやVR等を利用した非公開文化財の公開や遺跡等の復元、ICTを活用した鑑賞体験、NFTやメタバースなど、最先端技術の活用が文化芸術の分野でも進んでいる。

京都府では、歴史に裏付けられた伝統文化から最先端の文化までが共存し、多様性と寛容性を土台として文化創造・発信を行い、多彩な交流を図りながら、活力と潤いのある豊かな社会を築き上げ、世界に貢献する「文化の都・京都」の実現を目指している。また、ARやVR等を活用した地域文化の魅力発信によるリアル体験へ誘客する仕組みづくりや非公開文化財の映像化による保存・継承の機運醸成を図るなど、文化振興と地域の活性化を計画しているところである。



今回の出前議会では、最先端技術を活用した地域文化の魅力発信や非公開文化財の映像化などに取り組む方々から、取組の状況や御意見をお伺いし、最先端技術を活用した「文化の都・京都」の実現に向けて意見交換を行った。

◇参加者の主な取組及び課題等

【大本山 建仁寺 内務部長 浅野 俊道 氏】

文化財の維持・継承を考える中で、文化財が消失する原因は、①「劣化」②「災害」③「人々に忘れられること」の3つがあると考えている。特に③は、人々の意識から作品の存在すらも忘れられてしまった場合、①につながり、文化財の破壊にもつながる。

その中で、文化財を公開し、知っていただく機会を創出するため、デジタルアーカイブ事業として高精細の複製品の制作に取り組んでいる。

また、デジタル技術によって文化財や芸術作品の意味や表現しているものを可視化し、映像として再現することで、文化財への理解は深まると考えており、MRやVRなどの技術を活用したプロジェクションマッピングなどの文化事業に取り組んでいる。

【大日本印刷株式会社 マーケティング本部文化事業ユニット アーカイブ事業開発部 リーダー 脇屋 智子 氏】

文化財としての価値を後世に向けて確実に維持する「保存」と文化財としての価値を踏まえ適切に公開し、現代社会に生かす「利活用」を進めている。

日々、劣化の課題に直面する文化財の継承を目的とした文化財の高精細複製を製作するとともに、文化財や地域文化に触れる機会を創出する文化体験プログラムや文化財鑑賞への興味や関心のきっかけを創出するデジタル鑑賞システムを提供している。また、京都での取組のひとつとして、有形無形の文化遺産を毀損することなく保存し、次の世代へと継承するため、京都・文化遺産アーカイブプロジェクトなどにも取り組んでいる。

【京都文化博物館 学芸員 村野 正景 氏】

京都の小中学校や寺社などに多数の文化財がある一方で、デジタル化に必要な資金・人員が不足していることから、京都文化博物館では、博物館内に先端的な技術を用いたデータセンターの構築を進めており、2025年度中の始動に向けて実証実験を重ねている。

文化庁や筑波大学との共同研究において、文化財となっているような建物の活用と保護・継承が両立可能か、どの程度の活用なら文化財にダメージを与えず活用できるのか、というような活用科学の手法を構築した。地域の方が、寺社や京町家、近代建築などまちのシンボルとなる建物の今後の継承に不安を感じていることから、この手法を用いて、科学的な事実に基づくバランスのとれた活用に貢献したいと考えている。

【xorium エンジニア 中矢 知宏 氏、エンジニア 中村 慎吾 氏】

「実空間におけるデジタルとの心地よい共存」を活動の基軸において制作活動を行っている。鑑賞者が五感で感じながら日本酒を飲むことで、日本酒に込められた価値や想い、歴史を感じる体験ができるシステム「味憶」の制作や、サステナブルな環境配慮素材の展示協力では、AR技術を使って素材が持つ思いや力をビジュアル的に体験できる展示を行った。

実空間での展示・表現を行うための選択肢としてARやVR、XR等の技術を活用しており、空間を楽しむとともに、AR等の体験で何か気づきがあるものや、感じたことの答え合わせができるものとしている。また、インスタレーション自体はその空間でしか体験できないものであるため、実際の空間では撮れない写真を撮れるなど、持ち帰ることができ、体験後にも喜んでもらえるような作品制作を心がけている。

◇最先端技術を活用した「文化の都・京都」の実現に向けた取組についての意見

○文化財所有者の方々と関わる中で感じる課題やニーズについて

- ・文化財所有者の方々にも様々なお考えがあるが、まずはデジタル化をして後世に残していきたいという思いを持っておられることが多い。また、デジタル化した文化財の活用によって得られる収益を改めて文化財保護のために還元したいと思っておられる。

○文化財等のデジタル加工について

- ・例えば、写真ではレタッチや色調整があるが、オリジナルに対するリスペクトが前提である。また、印刷では、色再現性や立体感の表現が課題になると考える。

○人の手による文化財等の復元について

- ・デジタルでの復元と人の手による復元の両方が大切である。また、人の手による復元については、複数の手により完成する美術作品等も多く、制作の工程のどれかが欠けることにより、失われてしまうことを強く懸念している。

○文化観光における最先端技術のプラットフォームについて

- ・寺社仏閣において利用するプラットフォームが異なるのは、企業の技術をどのように活かすかをそれぞれの寺社仏閣が考え、展開されてきたものと認識している。今後、共通の課題があれば共通のプラットフォームをつくっていく必要もあると考えており、京都府としては今後の動向を注視してまいりたい。

○AR体験等を行う上でのデバイスの性能について

- ・端末の性能の違いにより動かないこともあるため、現在は、性能が担保されたタブレットを貸与し、体験していただいている。また、ARは現実空間とデジタルをつなげるところに価値がある一方で、とても大きな力を持ち、現実空間から引き離すこともあるため、空間との関係性を感じていただくところに気を付けている。

○最先端技術を活用した文化振興における京都がもつ優位性や将来性について

- ・千年以上の歴史を持つ京都が持つ潜在能力は高いと考える。文化庁の補助金に採択され、デジタルアーカイブ事業に取り組んだが、そういった支援があれば、より様々な展開ができるのではないかと考えている。
- ・様々な自治体と文化財のアーカイブに取り組む中で、自治体側に強い情熱やビジョンを持つ人がいること、そして、その人が周囲を巻き込みながら文化財のアーカイブや利活用事業を推進していることも将来性を握るポイントの1つになると感じている。
- ・千年の都と呼ばれる京都市には様々な文化資源があり、他の市町村とも多くのつながりがある。人の力をいかにつなげられるかというところもポイントであり、博物館同士でも積極的に所蔵品の貸し借りを行っている。他館の様子もよくわかるような関係性を築くことが京都の潜在能力をより発揮させることにつながると考えている。
- ・ここにしかない素材が多く、京都はおもしろいと思っている。なんでも好きにやってもいいよと言ってもらえれば、様々なアーティストたちが手を挙げてくれると考える。

○文化財等に関する補助金の今後の方向性と文化財の活用について

- ・補助金については、引き続き予算化に努めてまいりたい。活用については、所有者の方々と連携し、文化庁の多言語化の補助金などを活用した集客や地域活性化を進めていきたいと考えている。

○文化財を保存・継承する上での課題について

- ・観光客の方々の拝観料を財源として事業を進めることができるようになってきた一方で、末寺や地方の寺院は先細りになっている現状もあり、本山としてもどうしていくのが課題になっている。また、建仁寺の中でも修理が必要な建物が多くあるが、全て修理するには数十億円かかることが想定されるので、後世に伝えるためには非常に難しい課題となっている。

○文化財の複製の今後の展望について

- ・本物と遜色ない高精細・高品質な複製は、保存・活用という点でも、今後、非常に開拓が進むと考えている。他方、和歌山県で地域の博物館や工業高校の方々が地域住民とコミュニケーションをとりながら、無住の寺の仏像を複製制作したという事例があり、品質重視というよりむしろ、誰とどのように復元してどんな価値や意義を生み出すのかに重きを置く、プロセス重視の活動の可能性が開けてきている。

○子どもたちが文化に触れる機会の創出について

- ・博物館の敷居を低くすることが大切である一方で、日本の学校には様々な考古資料や文献、美術品があり、京都市では、約6割の学校に郷土室や資料室があるが、様々な事情により活用が困難になっている。まずは、身近な学校にある資料を博物館や文化財等に触れる入り口にできるように助力していきたいと考えており、現在、府内の学校資料調査及び学校博物館調査を進めている。

◇まとめ

最先端技術を活用して活動されている方々からお話を伺い、京都府、あるいは、行政として何ができるのか考える機会となった。1つは財政的な支援だが、財源に限りがある中で、人の力や情熱、京都のポテンシャル、歴史やストーリー、子どもたちの可能性があり、改めて、財政的な支援以外にも、できることが大いにあるということに気づくことができた。今回の出前議会で伺ったことを、今後の京都府議会での活動にしっかりと生かしていきたい。



5 付託議案及び審査依頼議案審査結果

「◎」は全会一致、「○」は賛成多数、「×」は否決、「会派名＝少」は少数意見留保、「＊」は修正案提出

(委員会)

	議案番号	件名	審査結果	備考
6月定例会	8	京都府立高等学校等設置条例一部改正の件	◎	
9月定例会	4	個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件	◎	
	5	京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例等一部改正の件	◎	
12月定例会	3	京都府立都市公園条例一部改正の件	◎	
	4	旧総合資料館敷地暫定活用事業契約締結の件	◎	
	13	損害賠償請求控訴事件に係る和解の件	◎	
2月定例会	30	京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例一部改正の件	◎	
	40	財産無償貸付けの件(元府議会議員公舎)	◎	
	41	財産無償貸付けの件(埋蔵文化財事務所)	◎	
	44	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を定める件	◎	

(分科会)

	議案番号	件名	詳細審査結果
6月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第2号)中、所管事項	適当
9月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第3号)中、所管事項	適当
	2	令和5年度京都府一般会計補正予算(第4号)中、所管事項	適当
12月定例会	24	令和5年度京都府一般会計補正予算(第7号)中、所管事項	適当
2月定例会	49	令和5年度京都府一般会計補正予算(第9号)中、所管事項	適当

6 付託請願審査結果

定例会	受理番号	受理年月日	件名	審査結果
12月定例会	86の1	令和5年12月7日	30人以下学級の実現、教育の無償化を！2023年度すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備に関する請願	不採択

7 管内外調査

① 管外調査

(令和5年7月20日(木)～21日(金))

1 広島県教育支援センター「SCHOOL”S”」(広島県東広島市)

【調査事項】

広島県教育支援センター「SCHOOL”S”」における不登校支援の取組について

【調査目的】

京都府における不登校支援の取組の参考とするため、広島県教育支援センター「SCHOOL”S”」における不登校支援の取組について調査する。

【説明】

広島県教育委員会事務局学びの变革推進部個別最適な学び担当 不登校支援センター

【調査内容】

広島県では、令和元年度に個別最適な学び担当課を設置し、その中に、令和3年度に不登校支援センター、令和4年度に不登校支援センターの分室として「SCHOOL”S”」を設置した。一斉指導を前提としたカリキュラムだけでなく、子どもの実態に応じた多様な選択肢と自己決定を意識した教育活動を推進するため、個別最適な学び担当課の中に不登校支援センターを位置づけ、県内の公立学校の不登校等児童生徒への学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実に努めている。

また、令和元年度から、校内に不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要な児童生徒への支援を行う校内フリースクールとして、SSR(スペシャルサポートルーム)を設置し、不登校SSR推進校には担当教員を加配措置し、学校全体の教育相談コーディネーターの役割を担うとともに、SSRの担当教員として、SSRに常駐し、支援を行っている。

「SCHOOL”S”」がある広島県教育支援センターでは、これまでは来室を主とした支援を行っていたが、認知不足や利用率の低下を背景に、学びの場としての環境づくりを進めるとともに、オンラインでの利用ができる機器を整備した。「SCHOOL”S”」開設時のセレモニー実施をはじめ、周知発信にも力を入れ、とりわけ、学校等と十分につながりがもてていない児童生徒に対し、対面とオンラインの両面による社会とつながる場を提供し、個々の状況に応じた学びを進めることを通して、社会的な自立に向けた支援を行っているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・SSR及びSCHOOL”S”の利用状況について
- ・SSR及びSCHOOL”S”のスタッフの体制整備について
- ・中学3年生の進路やその後の状況について
- ・いじめを受けた生徒や障害を持っている生徒への寄り添いについて など



調査事項を聴取



施設を視察

2 山口情報芸術センターYCAM（山口県山口市）

【調査事項】

「やまぐち子ども未来型学習プロジェクト」について

【調査目的】

京都府におけるICT教育の取組の参考とするため、「やまぐち子ども未来型学習プロジェクト」について調査する。

【説明】

山口市教育委員会学校教育課
山口情報芸術センター

【調査内容】

山口市では、メディアテクノロジーを活用した教育普及事業等を実施し、様々な知見やノウハウを持つ山口情報芸術センター（YCAM）と連携し、山口の子どもたちに、ICT機器の操作方法や情報（メディア）リテラシーの習得を働きかけるとともに、情報を分かりやすく発信・伝達する能力やプログラミング的思考、情報モラルなどの情報活用能力を育み、これからの山口を担う人材の育成を目指す「やまぐち子ども未来型学習プロジェクト」に取り組んでいる。

小学校においては、自分達が住む地域について調べた情報や集めた写真をもとに、360°見渡せる手づくりのウェブ図鑑である「360°図鑑」を作成している。また、中学校においては、ICTとスポーツを融合させた新しい競技をつくるスポーツハッカソンや複数の生徒でチームをつくり、フレットアニメーションの制作などに取り組んできた。

これらは、子どもたちの情報活用能力の育成につながるるとともに、特に360° 図鑑は、地域の魅力発見という観点から、子供たちだけでなく保護者や地域の方にとっても、地域の魅力を再発見できるコンテンツとなっている。

今後も、①地域の魅力発見、②日常的な授業でのICT活用、③教員の指導力向上の3つの柱のもと、学校の負担にならない、そして、これまであるものにICTを融合させ、融合させることによって学校現場の負担軽減を行うことにもポイントを置きながら、引き続きプロジェクトを進めていきたいとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 山口情報芸術センターYCAMの位置づけについて
- ・ 端末にChromebookを選定した理由について
- ・ コロナ禍でプロジェクトを推進するに当たって苦労した点について など



調査事項を聴取



施設を視察

3 岡山芸術創造劇場ハレノワ（岡山県岡山市）

【調査事項】

岡山芸術創造劇場「ハレノワ」の整備・活用について

【調査目的】

京都府における文化芸術に関する取組の参考とするため、岡山芸術創造劇場「ハレノワ」の整備・活用について調査する。

【説明】

岡山市市民生活局スポーツ文化部文化振興課

【調査内容】

岡山市では、市民に長年親しまれてきた岡山市民会館と市民文化ホールに代わる新しい文化芸術施設として、合併推進債を活用し、岡山芸術創造劇場ハレノワを整備した。岡山市が誇れる舞台・音楽芸術を育み、創り出し、発信させていくための機能を備える

とともに、いつでも誰でも気軽に立ち寄り、憩うことができる機能を備えた施設を目指し、令和5年9月1日に開館する。

管理運営基本計画の策定に当たっては、管理運営基本計画検討懇談会や市民ワークショップ、芸術文化団体へのヒアリングなどが実施され、「魅せる」「集う」「つくる」をコンセプトに、1,735席の大劇場、807席の中劇場、300席の小劇場のほか、本番公演の利用も可能な大練習室（アートサロン）や中小練習室などが整備され、演劇、ダンス、伝統芸能、オペラ、ミュージカル、バレエなどの幅広い公演に対応でき、より大掛かりで新しい舞台演出が可能となっている。また、情報コーナーや展示ギャラリーを設けるなど、来館した誰もが気軽に利用できるオープンロビーを設け、表現や活動の場としてだけでなく、文化芸術を通じて人の交流と出会いが生まれ、街の賑わいを創り出す場を目指している。

また、劇場の貸出しに当たっては、技術スタッフや委託業者と一緒に対応する予定としており、実際に運用する中で、シフトやオペレーションを工夫していきたいとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ネーミングライツについて
- ・施設の貸出しについて
- ・岡山市民会館及び岡山市民文化ホールの今後について
- ・オープン後の稼働率や活用の見込みについて など



調査事項を聴取



施設を視察

文化生活・教育常任委員会 管外調査日程

令和5年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
7月20日 (木)	京都駅2階新幹線中央口 9:30 集合、9:46 出発			
	京都駅	9:46		【のぞみ11号】
	福山駅	11:18	11:03	【こだま845号】
	東広島駅	11:55	11:47	【タクシー】
	(昼食)	(12:10~13:00)		(広島県東広島市内)
	広島県教育支援センター「SCHOOL'S」 (広島県東広島市)	15:02	13:27	●広島県教育支援センター「SCHOOL'S」における不登校支援の取組について ①概要説明 ②施設視察
	東広島駅	15:56	15:25	【こだま853号】
	新山口駅	17:00	16:55	【タクシー】
	宿舎 (夕食)	(18:30~)	17:25	(山口県山口市内)
7月21日 (金)	宿舎	9:16		【マイクロバス】
	山口情報芸術センターYCAM (山口県山口市)	11:13	9:30	●「やまぐち子ども未来型学習プロジェクト」について ①概要説明 ②施設視察
	(昼食)	(11:50~12:30)		(山口県山口市内)
	新山口駅	13:11	12:32	【のぞみ30号】
	岡山駅	14:26	14:19	【タクシー】
	岡山芸術創造劇場ハレノワ (岡山県岡山市)	15:58	14:45	●岡山芸術創造劇場「ハレノワ」の整備・活用について ①概要説明 ②施設視察
	岡山駅	16:40	16:10	【のぞみ40号】
	京都駅	17:43	17:43	【解散】

② 管外調査

(令和5年11月15日(水)～17日(金))

1 ウポポイ（民族共生象徴空間）（北海道白老郡白老町）

【調査事項】

アイヌ民族文化の復興・発展について

【調査目的】

京都府における文化振興や人権啓発・教育の取組の参考とするため、アイヌ民族文化の復興・発展について調査する。

【説明】

民族共生象徴空間運営本部企画部

【調査内容】

ウポポイ（民族共生象徴空間）は、存立の危機にあるアイヌ文化の復興、発展のための拠点となるナショナルセンターとして、我が国が将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として整備された。

ウポポイの主な施設は、「国立民族共生公園」「国立アイヌ民族博物館」「慰霊施設」で構成されており、平成31年4月に制定された「アイヌ施策推進法」に基づき、指定法人として委託を受けた公益財団法人アイヌ民族文化財団が管理運営を担っている。

令和2年7月12日の開設以来、来場者数は延べ100万人を超え、道内外からの修学旅行生などが来場しており、教育旅行のプログラムとして、ワークショップやアイヌ舞踊の鑑賞、木彫りや刺繍の体験などを提供するとともに、国立アイヌ民族博物館では、社会教育事業や博学連携の教育事業など、学校や団体に活用できるプログラムを提供している。

ウポポイでは、令和3年度からアイヌ古式舞踊等を伝承している団体を招聘し、園内において各地域で伝承されている舞踊等を披露・発信するほか、国立アイヌ民族博物館では、「アイヌ文化でつながる博物館等ネットワーク」を立ち上げ、アイヌ資料を所蔵する館とのネットワークを構築し、資料などの各種情報の共有、学芸員の相互派遣を進めるとともに、参加館等との共同調査・研究や研修会の開催等にも取り組んでいる。

また、来園者の誰もがストレスなくアイヌ文化を学び、体験できるよう、7言語に対応した博物館の音声ガイド機器をはじめ、園内施設や博物館の展示物を音声や写真などで案内する多言語音声ガイドアプリのほか、音を体で感じるユーザーインターフェースの貸出しを行うとともに、コミュニケーション支援アプリなどを整備しているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ウポポイ内の施設の維持管理費等について
- ・伝統的コタンに吊るされているサッチェプ（干し魚）について など



調査事項を聴取



伝統的コタンを視察

2 安平町立早来学園（北海道勇払郡安平町）

【調査事項】

安平町立早来学園の開校へのプロセスと教育・施設について

【調査目的】

京都府における魅力ある学校づくりの参考とするため、安平町立早来学園の開校へのプロセスと教育・施設について調査する。

【説明】

安平町教育委員会

【調査内容】

安平町教育委員会は、平成30年北海道胆振東部地震によって大きな被害を受けた早来中学校について、校舎の建替えが前提となる中で、早来小学校の隣地を取得、老朽化する早来小学校と一体の校舎を新築し、令和5年4月に義務教育学校として安平町立早来学園を開校した。

新しい学校を考える上では、学校で生活する子どもたちの希望を叶えるため、新しい学校を考える会において、児童・生徒の会議参画やアンケート調査実施のほか、町内外の住民などから多様な声を聞き、議論を重ねた結果、「自分が“世界”と出会う場所」をコンセプトに、子ども主体・子どもの社会参画を軸とした学校として、地域や社会課題をテーマにした学習の実現を目指すこととした。

再建に当たっては、教育環境計画の専門家集団である教育環境研究所、アトリエ系の建築設計を行うアトリエブंक、ウルトラテクノロジスト集団の team Lab とチーム体制を組み、新しい学びに最適化された教育環境を整備している。教室は一般的な学校の約2倍の広さとなっており、新しい学びに適応した学校家具を整備するとともに、校舎

は、開放・共用・専用の3つのエリアから成り立っており、図書室は開放エリアに、大・中アリーナや音楽室、キッチンスタジオなどは共用エリアに配置し、セキュリティラインを明確にし、ICTを活用することで、学校・地域の双方が安全に使えるようにしているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・安平町内の学校数及び早来学園のクラス編成や生徒数について
- ・体育館の舞台を活用した音楽室について
- ・図書室や特別教室の地域開放に伴うセキュリティ対策について など



調査事項を聴取



施設を視察

3 市立札幌開成中等教育学校（北海道札幌市）

【調査事項】

市立札幌開成中等教育学校におけるIB教育の推進について

【調査目的】

京都府における魅力ある学校づくりの参考とするため、市立札幌開成中等教育学校におけるIB教育の推進について調査する。

【説明】

市立札幌開成中等教育学校

【調査内容】

市立札幌開成中等教育学校は、札幌市教育委員会が特色ある学校の1つとして中高一貫教育校の設置に向けて検討を進める中で、前身である札幌開成高等学校の伝統を引き継ぎ、平成27年4月に札幌市内初の公立中等教育学校として開校した。

札幌市が推進している課題探求的な学習が中心であり、6年間を通じた学びの継続性を活かし、課題探究的な学習の発展・充実のため、国際標準のプログラムである国際バ

カカロア（IB）を活用している。開校当時、経験のある教員がいない中、MYP（※1）を導入し、試行錯誤で始まったが、平成29年3月には1～4年生のプログラムに当たるMYP、平成30年9月には5～6年生のプログラムに当たるDP（※2）の認定を受け、公立の学校としては初のIB認定校となった。

授業の特徴として、じっくりと探究、協働できる学びの場面を設定しており、2時限連続の100分授業とすることで、まとめ・発表・振り返りまでが可能となっている。宿題は出さず、自身の「？」を大切に学ぶを重視しており、自己管理スキルが養われるとともに、板書はあまりなく、グループワークなどで議論を重ねながら授業を進め、試験の代わりにレポート作成を行うことで、話す力、書く力が身につくものになっている。また、キャリア支援においては、何を学習したいのかを生徒自身が考えることとし、生徒主体の三者面談や異学年合同進路研究などの形をとっているとのことであった。

※1 MYP (Middle Years Programme) : 青少年に、これまでの学習と社会のつながりを学ばせるプログラム。どのような言語でも提供可能。

※2 DP (Diploma Programme) : 所定のカリキュラムを2年間履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能。原則として、英語、フランス語又はスペイン語で実施。

【主な質問事項】

- ・ハード・ソフトそれぞれの特色について
- ・入学時の適性検査について
- ・海外の大学への進学状況について

など



調査事項を聴取

4 札幌市議会（北海道札幌市）

【調査事項】

「課題解決型図書館」をコンセプトとした『札幌市図書・情報館』について

【調査目的】

京都府における図書館運営の参考とするため、「課題解決型図書館」をコンセプトとした『札幌市図書・情報館』について調査する。

【説明】

まちづくり政策局政策企画部プロジェクト担当部

【調査内容】

札幌市図書・情報館は、劇場やアートセンターと複合の施設（札幌市民交流プラザ）となっており、貸出機能に重点を置いた既存の図書施設とは異なる、調査相談・情報提

供に特化した課題解決型図書館として、平成30年10月7日に開館した。

再開発でバックヤードの確保が難しいことを逆手に、働く世代があまり図書館を利用していない実情や都心に立地する地理的条件を背景に、都心で働く人をターゲットに、資料をWORK（仕事に役立つ）、L I F E（暮らしを助ける）、ART（芸術に触れる）に絞った構成としており、いつでも情報に触れることができる場とするため、閲覧利用のみとし、貸出しは行っていない。

配架は日本十進分類ではなく、「ひとに寄り添う本棚」となるようテーマ別配架としており、オリジナルテーマは、「はたらくをらくにする」のコンセプトに基づき、働く世代をターゲットに据えて考案されたテーマとなっており、1人の司書が本棚をつくっている。興味を深堀りする仕掛けとして、オリジナルテーマは「大テーマ」「中テーマ」「小テーマ」と階層をつくり、総論から各論へと深堀りすることができる仕組みとなっているほか、本棚の一部に磁石で着脱可能な赤い枠で囲んだコーナーを設けた「ハコニワ」には、旬なトピックや好奇心を掻き立てるテーマを期間限定で並べている。

また、図書と絡めた仕事や暮らしに役立つセミナーやトークイベント、企業・経営・法律など専門家の出張相談窓口の開設を定期的に行うなど、最新の情報を提供しているとのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 図書の貸出しがないことに対する市民の反応について
- ・ 図書館での滞在時間や過ごし方について
- ・ 司書の方からの反応について



調査事項を聴取



など

施設を視察

5 北海道高等学校遠隔授業配信センター（T－b a s e）（北海道札幌市）

【調査事項】

北海道高等学校遠隔授業配信センターを活用した学習環境の充実を通じた小規模校の魅力化について

【調査目的】

京都府における魅力ある学校づくりの参考とするため、北海道高等学校遠隔授業配信

センターを活用した学習環境の充実を通じた小規模校の魅力化について調査する。

【説明】

北海道高等学校遠隔授業配信センター

【調査内容】

道立高等学校の小規模校化に伴い、教員数が減少していることや大学進学等の多様な進路希望に対応した教科・科目の開設が困難となっていることを背景に、文部科学省の地域に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構想事業の中核事業として、令和3年4月に北海道高等学校遠隔授業配信センター（愛称：T-b a s e。以下「センター」という。）が開設された。

令和5年7月末現在で、遠隔授業の受講生徒は延べ779名で、北海道立の地域連携校（1学年1クラスの小規模校）29校と離島にある協力校2校の合計31校に授業を配信しており、センター専任の教員23名で週235時間、最大で1人当たり週12時間、6校を担当している。また、学校のカリキュラムに応じて、受信校が必要とする科目（体育、家庭科、技術以外）の授業を配信している。センター専任の教員は、配信専属、かつ、受信校との兼務となっており、遠隔授業・考査作成・採点・評価を行うとともに、年2回、受信校を訪問しての対面授業を行っている。また、受信校の体制としては、教科外教員のほか、校長の管理下の学習支援員が遠隔授業を管理している。

職員会議は、設置以来、実施しておらず、議題や資料をチャットで共有し、必要に応じてミーティングを実施している。現在はSONYのIPELAとGoogleMeetを活用しているが、IPELAの製造中止や機器の日進月歩があるため、日々、情報共有や試行錯誤を行い、効果的な遠隔授業の配信に取り組んでいるとのことであった。

【主な質問事項】

- ・実技科目の遠隔授業への対応について
- ・今後の遠隔授業の予定について
- ・教員の人事異動との兼ね合いについて
- ・遠隔授業を担う教員の人材育成について など



調査事項を聴取



施設を視察

文化生活・教育常任委員会 管外調査日程

令和5年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
11月15日(水)	議会棟 7:50 集合 7:55 出発 京都駅 新幹線八条口改札前(1階) 8:10 集合 8:15 出発			
	議会棟	7:55		
	京都駅		8:14	【ジャンボタクシー】
	大阪国際空港	8:15	9:05	
11月16日(木)	新千歳空港	10:16	11:50	【ANA 773便】
	(昼 食)	(12:04~12:50)		(自由昼食) 【借上バス】
	ウポポイ (民族共生象徴空間) (北海道白老郡白老町)		13:40	●アイヌ民族文化の復興・発展について ①概要説明 ②施設視察
	15:46			
11月16日(木)	宿 舎		16:25	(北海道苫小牧市内)
	宿 舎	8:26		【借上バス】
	安平町立早来学園 (北海道勇払郡安平町)		9:05	●安平町立早来学園の開校へのプロセスと教育・施設について ①概要説明 ②施設視察
	11:15			
	(昼 食)	(11:45~12:29)		(北海道千歳市内)
	市立札幌開成中等教育学校 (北海道札幌市)		13:08	●市立札幌開成中等教育学校におけるIB教育の推進について ①概要説明 ②施設視察
14:57				
11月17日(金)	札幌市議会 (北海道札幌市)		15:20	●「課題解決型図書館」をコンセプトとした『札幌市図書・情報館』について ①概要説明 ②現地視察 (札幌市図書・情報館)
	17:00			
	宿 舎		17:10	(北海道札幌市内)
	宿 舎	8:20		【借上バス】
	北海道高等学校遠隔授業配信センター (T-base) (北海道札幌市)		8:58	●北海道高等学校遠隔授業配信センターを活用した学習環境の充実を通じた小規模校の魅力化について ①概要説明 ②施設視察
	10:31			
11月17日(金)	新千歳空港		11:35	(新千歳空港内)
	(昼 食)	(11:55~12:55)		(自由昼食)
	14:10			
	大阪国際空港		16:15	【ANA 984便】 【マイクロバス】
	16:41			
京都駅		17:35		
17:38				
議会棟		17:58	【解 散】	

③ 管内調査

(令和6年1月17日(水))

1 京都府立清明高等学校（京都市北区）

【調査事項】

「学びアンダンテ」をコンセプトとした京都府立清明高等学校の取組について

【調査目的】

京都府立清明高等学校が「京都フレックス学園構想」に基づき、不登校経験者や自分のペースで学びたい生徒などが生活スタイルに合わせて授業を受けることができる昼間2部制の単位制普通科として開校し、まもなく10年が経過することから、「学びアンダンテ」をコンセプトとした京都府立清明高等学校の取組について調査する。

【説明】

京都府立清明高等学校

【調査内容】

京都府立清明高等学校は、長期欠席経験者の生徒も多数入学しており、高校での欠席日数が30日に達するなど、思うように登校できていない生徒もいる。一方で、4分の3の生徒が欠席日数10日以下であるなど、多くの生徒が順調に学校生活を送っており、①自分のペースに合わせて選べるフレキシブルな教育システム、②個別アプローチとしての合理的配慮（入学者選抜特例措置や通級指導など）、③オールマイノリティの風土（多くの中学校から少数派が集合しており、標準に合わせるという圧力や周囲に対する劣等感を感じる事が少ない）の大きく3つが心理的安全性を高めている。

学ぶ楽しさを提供するため、定期テストや宿題等を廃止し、ふだんの授業における取組状況や振り返りシートを総合した多面的な評価を行うほか、学習スタイル別のフレックススタディの実施や一斉授業の縮減の試行、生徒個人の「ヲタ活」や「推し活」を学校として奨励し、互いに交流するチャレンジデーなどの取組を行っている。

また、これまでの学校教育が生徒の自信を奪ってきたという前提に立ち、自信を与えることよりもこれ以上自信を奪わないことを優先するため、全員参加の研修旅行や体育祭を廃止し、希望参加によるサマーキャンプや新しいスポーツ行事「つばめ杯」を行うなど、生徒にとって小さな成功体験ができるような取組を行っている。

教職員に向けては、ティーチャーズバイブルを作成するとともに、生徒に学ぶ教職員研修として、書字障害や感覚過敏などの当事者である生徒から話を聴講するほか、自分のペースで学べる授業を実現するため、授業での困りごとについて生徒と対話し、よりよい授業の在り方を模索するなど、様々に取り組んでいるとのことであった。

【主な質問事項】

- ・清明高校のスタイルを他の学校に広げることについて
- ・授業の個別最適化のメリット及びデメリットについて

- ・個別に配慮が必要な生徒への対応について
- ・入学希望者の増加について

など



調査事項を聴取



校舎内を視察

2 京都府立植物園（京都市左京区）

【調査事項】

100周年を迎える京都府立植物園の取組について

【調査目的】

令和6年1月1日に開園100周年を迎えた京都府立植物園は、日本最古の公立植物園である。京都府立植物園の次の100年に向けた今後のさらなる取組について調査する。

【説明】

京都府立植物園
文化施設政策監

【調査内容】

京都府立植物園は、大正13（1924）年に日本で最初の公立植物園として開園以来、植物を保存・栽培・展示し、広く府民の憩いの場とするとともに、植物の観賞を通じて教育・学習・植物学の研究に寄与するための施設「生きた植物の博物館」を理念として、公開・運営している。多様な園芸品種を栽培するとともに、高度な栽培技術の継承や絶滅危惧種の栽培保全、日本最大級の温室では約4,500種類を展示し、国内初開花の植物も多数そろえるほか、各種展示会・講演会等を通じた園芸文化の普及に取り組んでいる。

開園100周年を契機に、連携協定を締結しているシンガポール植物園からランを譲り受け、現地職員から栽培・展示ノウハウを教わり、より魅力的なラン室の展示リニューアルを実施し、令和6年1月6日から公開した。

次の100年に向けて、誰もが楽しく学べる「学びの入口」としての学習機能強化と京都府内の植生把握等を通じた植物多様性保全への寄与をコンセプトに、京都にはまだない京都植物誌の発行に向けた取組や学習拠点・標本庫の整備に向けた取組を進め

るとともに、博物館機能の強化と子どもたちが楽しく学べる場づくりを進めていると
のことであった。

【主な質問事項】

- ・ボランティアガイドの体制について
- ・次の 100 年に向けた取組について
- ・バックヤードの今後の方向性について など



調査事項を聴取



開園 100 年の歩み展を視察



温室を視察

文化生活・教育常任委員会 管内調査日程

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
1 月 17 日 (水)	議会棟 10:10 集合、10:15 出発			
	議会棟	10:12		【借上バス】
	京都府立清明高等学校 (京都市北区)	12:00	10:24	●「学びアンダンテ」をコンセプトとした京都府立清明高等学校の取組について ・概要説明 ・施設視察
	(昼食)	(12:06~12:58)		(京都市左京区内)
	京都府立植物園 (京都市左京区)	14:58	13:08	●100周年を迎える京都府立植物園の取組について ・概要説明 ・施設視察
	議会棟		15:11	【解散】

8 委員会活動のまとめ

5月臨時会の委員会（令和6年5月22日開催）において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言があった。

以下、その内容を発言順に記載した。